

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

【地形・地質等】

当地域における立地の特性として、鹿児島県の西北部、東シナ海に面した海岸線に位置する本土区域と、甑島区域に分れ、総面積 682.92 k m²を有している。

本土区域の地形としては、九州の三大長流の一つである川内川の下流域を占め、九州山地の一部紫尾・八重山山系に周囲を抱かれ、大小段丘、中小河川、湖、平野部と変化に富んだ地形をしており、海岸部には原子力発電所が立地している。

甑島区域は、南北に細長い島で中心部を山地が縦貫し、東海岸は海岸線が出入りし良港に恵まれている。

本土地区の地質としては、海岸河口域で安山岩を基盤とし、その上層部に砂丘、砂層が発達し、各河川の流域は、沖積された砂礫層、砂交り礫層、粘土雄層、ローム層その他主として洪積層から構成されている。

甑島地区は、古第三期の砂岩、頁岩互層と花崗岩類からなる地質に代表される。

【気象概況】

日本列島の最南端に位置し、海岸を黒潮及びその分流の対馬暖流に洗われ、一般に温暖多雨で陽光に恵まれた温帯から亜熱帯性気候帯に属している。本市は温帯に属し、海岸地帯と東側山間部とに多少の差がみられ、わずかに1月から3月頃までの間に霜と年に数日の雪をみる程度である。気温は、年間平均17～18°C位である。降水量は年間平均約2,000ミリで、5～8月に集中する傾向にある。また、市域は、川内川等の影響で濃霧が多く、年間およそ40日程度濃霧が発生し、特に1月～2月頃が多い。

これらの立地状況や気象概況を踏まえて、薩摩川内市が公開する「防災マップ」や「地域防災計画」等を基に、災害情報を整理した当地域における災害リスクは以下の通りである。

(災害の特性)

本市は昔から「水の都」と言われ、川内川が産業の発展に寄与した効果は非常に大きかったが、その反面、豪雨のたびごとに川内川をはじめ中小河川が氾濫し、多くの耕地や農作物等に甚大な被害を与えてきた。

台風の多くは、7～10月頃に大雨を伴い南西から北西への進路で襲来し、大きな被害をもたらしている。また、潮風により、農作物に塩害被害を与えている。

川内川の治水対策としては、昭和7年に川内川改修工事が開始され、昭和40年に洪水調節も兼ねた多目的用途の鶴田ダムが完成している。更に昭和44年にはたん水防除事業による永田排水機場の完成を皮切りに内水排除施設の設備が図られ、洪水による被害は著しく減少してきているが、本県災害の大半を占める台風の被害は、その襲来のたびに豪雨を伴い、未だ多くの被害をもたらしており、本市域の川内川の計画流量に対する堤防の現況等を含めた地域的、自然的状況を考慮するとき、一般災害としての洪水災害を防止する川内川を含めた河川の抜本的改修が望まれる。

(災害の想定)

本市における風水害は、集中豪雨や台風等の気象現象を誘因とする水害が多い。水害には、低地での浸水被害や渓流での鉄砲水等による土石流、急傾斜地や地滑り地での法面崩壊、山腹崩壊等がある。

過去の災害から、平成18年7月22日～23日にかけての大雨（県北部豪雨災害）と同程度の

豪雨に加え、平成11年9月24日に襲来した台風第18号による大雨・暴風と同程度の台風による被害が懸念されるため、これらと同程度の災害を想定災害として位置づける。

当市のハザードマップによると、当会が立地する市街地地域において、50cm～3mの浸水が予想されているほか、市街地の商業地区の60%を超える範囲で3m以上の浸水が予想されている。また、製造業の多くが立地する大小路地区において、最大で3mの浸水被害が予想されている。

想定される被害の総括表

想定項目・災害名 年 月 日		県北部豪雨災害 平成18年7月	台風18号 平成11年9月		
気象概況		連続降雨量 770mm	最大瞬間風速・風向 51m/s 連続降雨量 87mm		
人的被害	死者数	1名			名
	行方不明	名			名
建物被害	重傷	名			名
	軽傷	名		11	名
	全壊	9戸		3戸	戸
	半壊	61戸		6戸	戸
	一部破損	4戸	2,922戸		戸
	床上浸水	18戸		3戸	戸
	床下浸水	83戸		10戸	戸

(薩摩川内市地域防災計画(一般災害対策編))

(地震・津波)

薩摩川内市は、平成9年3月から5月にかけて、震度5強、6弱という大きな地震が、鹿児島県北西部（薩摩地方）を震源として発生し、本市においても、家屋の損壊や崖崩れ、宅地の液状化及び墓石の倒壊による被害等が発生した。この地震によって、多大な被害を受けており、平常時から災害に備える体制を整えておくことが必要である。

今回想定する地震等は、県地域防災計画を策定する上での想定であり、必ずしも一定期間内の高い発生確率のものではなく、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスのものを中心に、県地域防災計画検討有識者会議の意見を考慮した上で、県西部直下及び、島列島東方沖を震源とした震度6強と最大津波を想定する。

想定震度

想定地震	最大震度
県西部直下の地震（本土）	震度6強
、島列島東方沖の地震（本土）	震度6強

(薩摩川内市地域防災計画(地震災害対策編))

波源ごとの最大津波

想定地震	本 土		甑 島	
	到達時間（分）	津波高（m）	到達時間（分）	津波高（m）
県西部直下	11	3. 13	39	2. 29
、島列島東方沖	30	4. 69	19	9. 25

(薩摩川内市地域防災計画(地震災害対策編))

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(原子力による災害)

原子力災害によるリスク

薩摩川内市には、九州電力㈱川内原子力発電所1・2号機が立地しており万が一原子力発電所の事故が発生し、放射性物質が放出された場合、周辺地域の住民は避難を余儀なくされ、最悪の場合長期的な避難措置が必要となる等のリスクを抱えている。

国の原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓から、「原子力災害重点区域※1」として、原子力発電所から半径概ね5km圏を「予防的防護措置を準備する地域（P A Z）※2」、半径概ね5kmから30km圏を「緊急的防護措置を準備する区域（U P Z）※3」と設定している。

また、国民保護事案（テロやミサイルによる武力攻撃）についても警戒が必要である。

「原子力災害対策重点区域」

発電所名	P A Z (概ね5km圏内)	U P Z (概ね5kmから30km圏内)
川内原子力発電所1・2号機	滄浪、寄田、水引、峰山	左記の4地区および甑島（下甑、中甑、上甑の一部）を除く市内全域

※1 「原子力災害対策重点区域」

原子力防災資機材や環境モニタリング設備、通信連絡設備の整備、避難対策の確立等の原子力対策を重点的に実施すべき地域。

※2 「予防的防護措置を準備する地域（P A Z）」

急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し、または最小化するため、緊急事態区分に応じて即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域であり、原子力発電所を中心として概ね半径5km圏内。

※3 「緊急的防護措置を準備する区域（U P Z）」

確率的影響のリスクを低減するため、緊急事態区分及び環境において計測可能な値で評価する防護措置基準に基づき、緊急防護措置を準備する区域であり、原子力発電所を中心として概ね半径5kmから30km圏内。

(2) 商工業者の状況

1) 川内商工会議所管内

・商工業者等数 2,745 人 (令和元年12月現在)

・小規模事業者数 2,108 人 (令和元年12月現在)

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
商 工 業 者	農林漁業	22	22	
	鉱業・採石業・砂利採取業	3	3	
	建設業	301	267	
	製造業	160	131	
	電機・ガス・熱供給・水道業	12	5	
	情報通信業	14	12	
	運輸業・郵便業	63	39	
	卸売業・小売業	848	571	
	金融業, 保険業	61	55	
	不動産業, 物品賃貸業	145	131	
	学術研究, 専門・技術サービス業	72	53	
	宿泊業, 飲食サービス業	469	342	
	生活関連サービス業, 娯楽業	305	278	
	教育, 学習支援業	69	59	
	医療, 福祉	56	49	
	複合サービス事業	13	9	
	サービス業	132	82	
合計		2,745	2,108	

2) 薩摩川内市商工会管内

・商工業者等数 1,157 人 (令和元年12月現在)

・小規模事業者数 1,071 人 (令和元年12月現在)

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
商 工 業 者	農林漁業	26	26	
	鉱業・採石業・砂利採取業	2	2	
	建設業	182	174	
	製造業	124	106	
	電機・ガス・熱供給・水道業	4	3	
	情報通信業	2	2	
	運輸業・郵便業	31	28	
	卸売業・小売業	341	315	
	金融業, 保険業	11	7	
	不動産業, 物品賃貸業	12	10	
	学術研究, 専門・技術サービス業	24	23	
	宿泊業, 飲食サービス業	155	150	
	生活関連サービス業, 娯楽業	142	137	
	教育, 学習支援業	9	9	
	医療, 福祉	17	16	
	複合サービス事業	17	9	
	サービス業	58	54	
合計		1,157	1,071	

(3) これまでの取組

1) 薩摩川内市の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄、防災マップの作製及び配布
- ・原子力防災計画の策定

2) 当会の取組

- ・事業者B C Pに関する国の施策の周知
- ・事業者B C P策定セミナーの開催
- ・各損保会社と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ・薩摩川内市が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

薩摩川内市は、市内中央を一級河川川内川が流れ、豪雨によりたびたび浸水被害の発生や、山間部を含め、急傾斜地等においては、豪雨による土砂崩れ等が発生するおそれがある。

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と薩摩川内市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間																								
<p>(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 令和 3年 4月 1日 ~ 令和 8年 3月 31日 (5年間)</p> <p>(2) 事業継続力強化支援事業の内容 薩摩川内市地域防災計画に基づき、本計画の趣旨を踏まえて、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。 また、当会と薩摩川内市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。</p>																								
<p><1. 事前の対策></p> <p>1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知</p> <ul style="list-style-type: none"> 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害補償等の損害保険・共済加入・行政の支援策の活用等)について説明する。 会報やホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、B C P策定の重要性や策定メリットなどの案内を行う。 小規模事業者に対し、事業者B C P（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等の指導及び助言を行う。 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。 新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。 新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、I Tやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。 <p>災害リスクの周知に関する目標</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">令和3年度</th> <th style="text-align: center;">令和4年度</th> <th style="text-align: center;">令和5年度</th> <th style="text-align: center;">令和6年度</th> <th style="text-align: center;">令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">セミナー開催回数</td> <td style="text-align: center;">1件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">専門家派遣件数</td> <td style="text-align: center;">5件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事業者B C P等策定件数</td> <td style="text-align: center;">3件</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 川内商工会議所は、令和2年度に事業継続計画を作成（別添）。 薩摩川内市商工会は、令和2年度に事業継続計画を作成（別添）。 <p>3) 関係団体等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 連携協定を結ぶ各損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。 	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	セミナー開催回数	1件	1件	1件	1件	1件	専門家派遣件数	5件	5件	5件	5件	5件	事業者B C P等策定件数	3件	3件	3件	3件	3件
項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度																			
セミナー開催回数	1件	1件	1件	1件	1件																			
専門家派遣件数	5件	5件	5件	5件	5件																			
事業者B C P等策定件数	3件	3件	3件	3件	3件																			

4) フォローアップ及び事業の評価

- ・薩摩川内市事業継続力強化支援計画を、川内商工会議所や薩摩川内市商工会のHPに掲載する。
- ・当会等は、小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認を行う。
- ・毎年度、(仮称) 薩摩川内市事業継続力強化支援会議（構成員：当会等（法定経営指導員の参画含む）薩摩川内市）を年1回（7月）に開催し、状況確認や改善点等について協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価・検証を行う。
- ・評価結果は、役員会等へフィードバックした上で、事業実施方針等に反映させるとともに、HPや会報（年1回）へ掲載することで、地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

事業者BCP等の取組状況の確認について

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
事業者BCP等の取組状況のフォローアップ目標件数	3件	3件	3件	3件	3件

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・当会等は、自然災害（地震6強・大型台風等の直撃で各地浸水等）が発生したと仮定し、薩摩川内市と連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する）

<2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間内に職員の安否報告を行う。（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会等と薩摩川内市で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、薩摩川内市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行ふ。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会等と薩摩川内市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

(被害規模の目安)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。

ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。
---------	----------------

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	2日に1回共有する
1ヶ月以降	7日に1回共有する

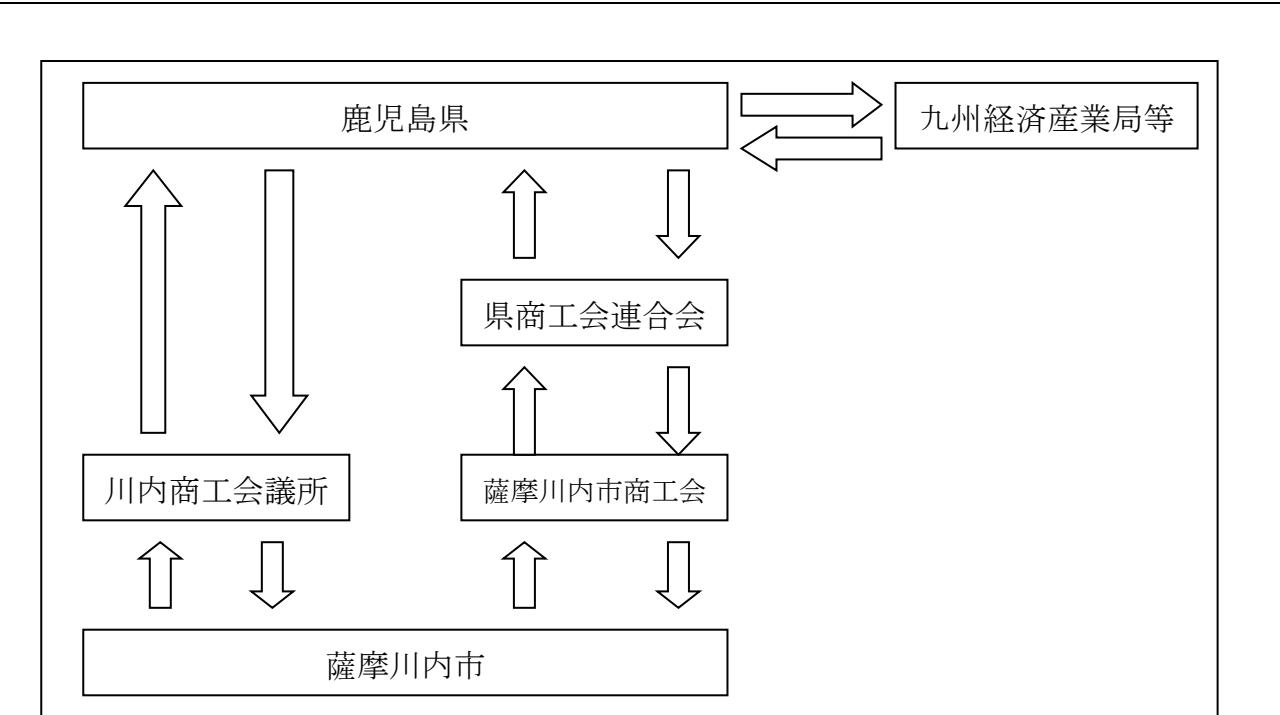
<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会等と薩摩川内市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法についてあらかじめ確認しておく。
- ・当会等は被害状況を県が指定する様式①に記載し、当会より（商工会の場合は県商工会連合会を通じて）県の商工政策課へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を鹿児島県の指定する方法にて当会又は当市より鹿児島県へ報告する。

(様式)

- ・当会と薩摩川内市が共有した情報を、鹿児島県の指定する方法（下図）にて当会より（商工会の場合は県商工会連合会を通じて）鹿児島県へ報告する。

様式①		鹿児島県 商工労働水産部 商工政策課 団体係 宛て (メールアドレス : dantai@pref.kagoshima.lg.jp) 令和〇年〇月〇日の〇〇災害による被害実態調査票								
指定者 :	電話番号 :	メールアドレス :								
被害合計金額										
事業所名	住所	業種 ※社名	従業員数 ※社員	被害額 ※事業の再開に 必要な額、 およそで可	(被害額内訳) 単位:千円				被害状況 ※社員 ※被災状況がつかまる内容があれば、	
					土地 (機械土砂堆積 費・敷地費) ※事業の再開に 必要な額、 およそで可	建物 (事業用資材に限 る)	機械設備	商品、原材料、 仕掛品等	0	
1				0						
2				0						
3				0						
4				0						
5				0						
6				0						
7				0						
8				0						
9				0						
10				0						
11				0						
12				0						
13				0						
14				0						
15				0						
16				0						
17				0						
18				0						
19				0						
20				0						



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、薩摩川内市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

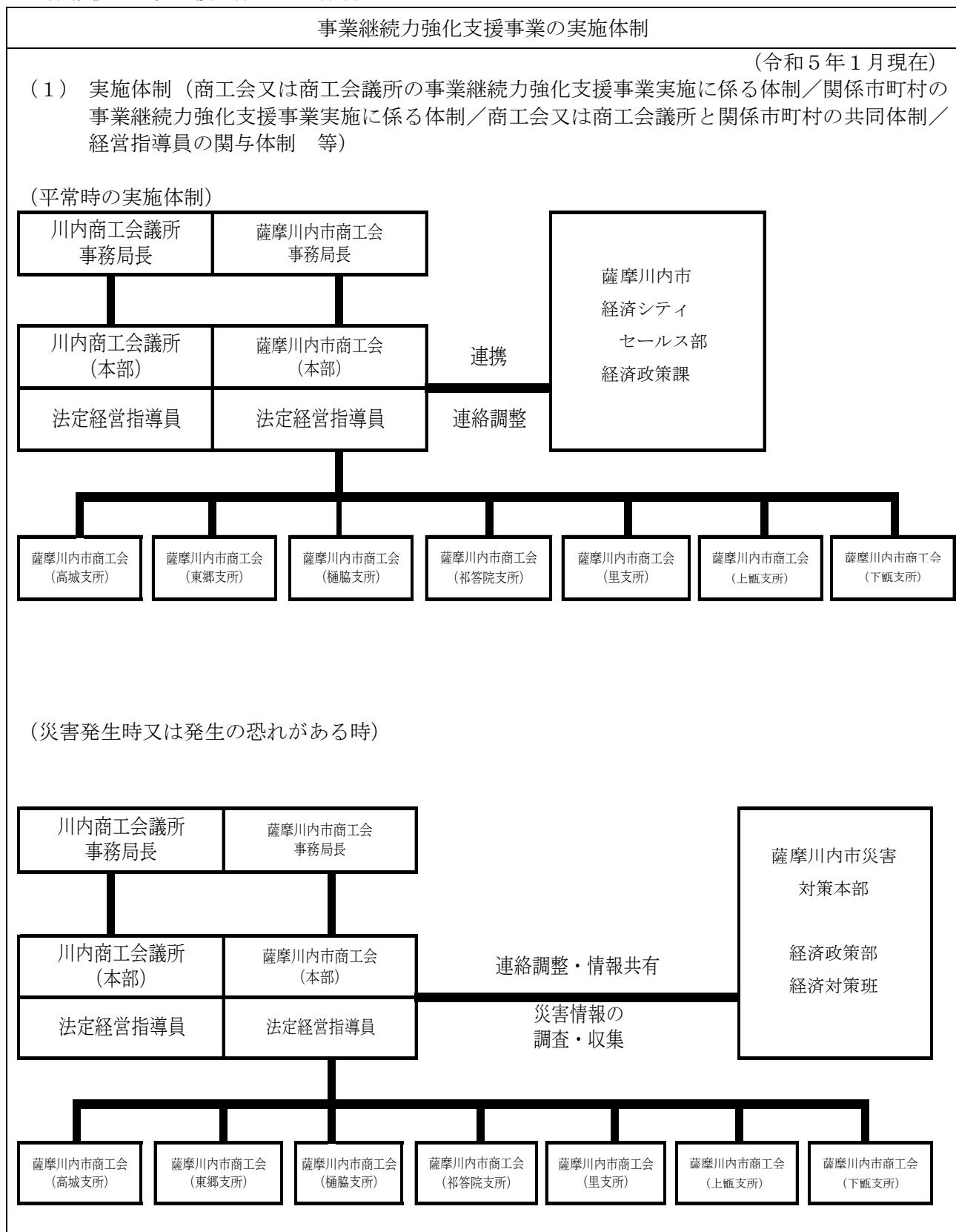
- ・鹿児島県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を鹿児島県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員（以下「法定経営指導員」と言う。）による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 当該経営指導員の氏名、連絡先

川内商工会議所 法定経営指導員 川原 典隆、連絡先は（3）の①を参照
薩摩川内市商工会 法定経営指導員 池頭 信利、連絡先は（3）の②を参照

② 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組みの企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

① 川内商工会議所

〒895-0052 鹿児島県薩摩川内市神田町3番25号
TEL : 0996-22-2267 FAX : 0996-22-2269 E-mail : info@sendai-cci.jp

② 薩摩川内市商工会

〒895-1401 鹿児島県薩摩川内市入来町副田5950番地27
TEL : 0996-44-2045 FAX : 0996-44-4474 E-mail : satsumasendai-s@kashoren.or.jp

③ 薩摩川内市 経済シティセールス部 経済政策課

〒895-0052 鹿児島県薩摩川内市神田町3番22号
TEL : 0996-23-5111 FAX : 0996-20-5570 E-mail : keizai@city.satsumasendai.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	370	370	370	370	370
・専門家派遣費	0	0	0	0	0
・協議会運営費	20	20	20	20	20
・セミナー開催費	250	250	250	250	250
・パンフ、チラシ製作費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入・薩摩川内市補助金・鹿児島県補助金・事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
(1) 鹿児島県火災共済協同組合 理事長 小正 芳史 住 所：鹿児島県鹿児島市名山町9番1号 鹿児島県産業会館5階
(2) 東京海上日動火災保険株式会社 鹿児島中央支社 支社長 黒木 聰 住 所：鹿児島県鹿児島市加治屋町12番5号 鹿児島東京海上日動ビル5階
連携して実施する事業の内容
鹿児島県火災共済協同組合、東京海上日動火災保険株式会社と連携し、小規模事業者の事業継続力強化計画の必要性について取り組むとともに、事業継続力強化の策定支援を行う。 ・小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・B C P計画の策定支援
連携して事業を実施する者の役割
(1) 鹿児島県火災共済協同組合 ・事業者に対する災害リスクの周知とリスク診断 ・会議、セミナー、相談会等での商品説明
(2) 東京海上日動火災保険株式会社 ・事業継続の取組やB C P計画作成に関するセミナーの開催 ・B C P計画の作成支援
関係団体と連携することにより、小規模事業者への災害リスクの認識と事前対策の必要性が理解され、災害発生時において、経営資源の損害を最大限に留められ、事業の継続並びに早期復旧が可能となる効果が見込まれる。
連携体制図等
<pre>graph TD; A[小規模事業者] --> B[相談対応]; A --> C[情報提供]; B <--> C; D[川内商工会議所] --- E[薩摩川内市商工会]; D --- F[薩摩川内市]; E <--> F; G[鹿児島県火災共済協同組合] --- H[東京海上日動火災保険（株）]; G <--> H;</pre>

